

4月1日(水)  
適用開始

# 自転車の交通違反に 「青切符※」が導入されます！ ※交通反則通告制度

自転車は、幼児から高齢者まで多くの人が利用する身近な交通手段です。しかし、近年では、自転車関連事故件数が全交通事故に占める割合は増加傾向にあり、自転車と歩行者の交通事故件数も増加傾向にあります。

そこで、自転車の交通ルールの遵守を図るため、**16歳以上**の人による自転車の一定の交通違反に対して、青切符（交通反則通告制度）を導入することになりました。

いま一度、自転車の交通ルールを見直してみましょう。



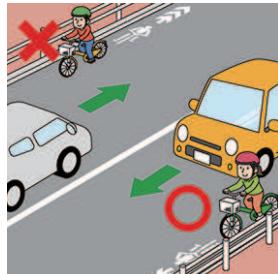
## こんな行為は反則金の対象です！



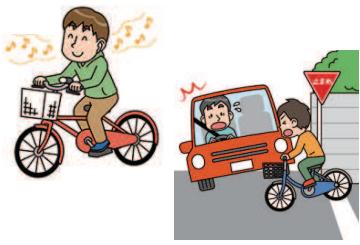
ながらスマホ  
反則金 12,000 円



信号無視  
反則金 6,000 円



通行区分違反  
反則金 6,000 円



イヤホンの使用、一時不停止  
反則金 5,000 円  
(イヤホンは、必要な音が聞こえないなどの場合)



傘さし運転  
反則金 5,000 円



並進運転・2人乗り運転  
反則金 3,000 円

※ 飲酒運転などの悪質な違反については、これまでどおり刑事処分の対象となり、「赤切符」などで処理されます。

●自転車の反則金の対象となる違反行為は全部で113種類あります。詳しくは、下のQRコードから確認してください。

▶愛媛県警察「自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額」



●自転車の基本的な交通ルールや「自転車ルールブック」は下のQRコードから確認してください。

▶警察庁ホームページ「自転車の安全利用の促進」



問 危機管理課危機管理係 ☎ 989-5103